横浜市立市ケ尾中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定(令和5年3月改訂)

- 1 いじめ防止に向けた学校の考え方
- (1) いじめの定義

【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他 の児童等が行う心理的又は物理的な影響をあたえる行為(インターネットを通じて行われるものを 含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

「いじめ防止対策推進法」第2条参照

(2) いじめ防止等に関する基本理念

本校ではいじめをしない、許さない環境を整え、すべての生徒が安心して、豊かに生活できる教育環境を整えていき、自分で物事を解決する力、心豊かに生きる力を身につけ「自立貢献」していける生徒を育てる環境を整えていきたいと考えています。そこで、いじめ防止に向けた基本理念を次の3点をポイントとしてあげます。

- ・あらゆる教育活動を通じ、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを目指します。
- ・生徒が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むための取組を大切にします。
- ・学校は保護者や地域、その他関係機関との連携を図ります。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1)委員会の構成員

本校のいじめ防止対策委員会は校長、副校長、生徒指導専任、教務主任、学年主任、生徒指導部長、生徒指導部、養護教諭とし、必要に応じて、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、外部機関の心理・福祉等の専門家の参加を求めます。

(2)委員会の運営

- ①「いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催します。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに、「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの積極的な認知に努めます。
- ②校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

(3) 委員会の活動内容

- ①本校いじめ防止基本方針の基づく年間計画の作成や取組の実施を推進します。また、定期的に会合を開き、その方針・計画・取組について検証を行い、見直しをしていきます。
- ②いじめの相談や通報の窓口となり、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集・集約と記録、共有を行います。
- ③いじめを認知した場合には、いじめられた生徒を守る姿勢を持ちつつ、情報の迅速な共有、関係生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者及び外部機関との連携を行います。
- ④組織の運営指針については適宜審議・検討していきます。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ①あらゆる教育活動を通じ、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを目指します。 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう にしていきます。毎月の生活アンケートなどを行い、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじ めの実態把握に取り組むとともに、その状況を教職員内で共有していき、いじめの未然防止に努 め、生活しやすい環境をつくっていきます。また、情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上 および保護者への啓発に努めていきます。
- ②生徒が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むための取組を大切にします。いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていきます。学活や道徳の授業などで、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を大切にし、支援していきます。また、授業や行事・部活動などへの取組の中で、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりに努めます。

(2) いじめの早期発見

- ①いじめを見逃さない教職員、保護者、地域の見守り体制や生徒との信頼関係の構築に努めます。また、いじめの早期発見の徹底の観点から、毎月の生徒生活アンケートや教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい環境の整備を図ります。
- ②教職員の密なる情報交換と共有化を図るとともに、生徒、教職員ともにあいさつへの意識を高めます。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として、迅速・的確・きめ細やかな対応をし、情報共有・対応方針決定・記録を行います。
- ②いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守る姿勢を大切にします。特に、いじめられた生徒への対応は、その生徒の立場に立ち、気持ちに寄り添っていきます。
- ③いじめの事実確認においては、いじめを行った生徒からの聞き取りを行うとともに、周囲の生徒や 保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に事実を把握していきます。
- ④いじめを行った生徒に対しては、なぜいじめをしたのか、それによっていじめられた生徒はどう感じたのかなどを指導していき、二度といじめを繰り返さないよう、当該生徒が自分の過ちに気付くよう指導していきます。
- ⑤いじめがあった場合、それを当事者の問題にとどめず、全体の問題としてとらえ、周りの生徒への 指導をしていきます。はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為がいじめの肯定することに つながることや、いじめの傍観者とならず、いじめを止める仲裁者としての行動がとれるような指 導をしていきます。
- ⑥被害生徒の保護者に対しては、家庭訪問等で保護者と面談し、保護者の心情に共感しながら、事実 関係と今後の方針について伝えます。
- ⑦加害生徒の保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、被害者側の生徒と保護者の気持ちを伝え、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導の一層の充実と今後の方針について伝えます。

(4) いじめの解消

【いじめの解消の要件】

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とするというものではなく、少なくとも次の2つの 要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3カ月止んでいること
- ・当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ①いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察をおこない、折に触れて必要な指導を 継続していきます。
- ②教育相談などで積極的にかかわり、その後の状況についての把握に努めます。

(5) 教職員等への研修

教職員により生徒理解研修会を実施するとともに、いじめ防止に向けた校内研修会や校外・外部機関の研修に参加することにより、いじめの未然防止に関する知識や能力・資質の向上を図ります。

(6) 学校運営協議会等の活用

- ①学校通信や学校 HP を通して、学校の様子を理解していただけるよう広報活動を積極的に行います。また、PTA の各種会議や保護者会などにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けていきます。
- ②「市ケ尾中学校区学校・家庭・地域連携事業」や「市ケ尾中学校 学校運営協議会」等を活用し、いじめの問題など学校の抱える課題を共有し、地域社会との協力体制をいかしながら課題へ対処していくしくみづくりを推進していきます。
- ③学校だけで解決が困難な場合は、北部児童相談所、青葉警察署、少年相談保護センター、青葉区子 ども家庭支援課などと相談し、いじめ解決とその後のケアを含めて連携を図り、取り組んでいきま す。

(7) 取組の年間計画

活動・取組内容			
月	生徒・学校		保護者・地域
4月	・年間計画と重点指導内容の確認 ・生徒指導・生徒理解研修	学校いた	・入学式 ・授業参観
	・児童生徒引継ぎ ・教育相談 ・サイバー安全教室		• 学級懇談会
	・生活アンケート実施		・サイバー安全教室
5月	・いじめ早期発見のための生活アンケート実施	じめ防止対策委員会	・教育課程説明会
	(記名式アンケート・教育相談) ・生活アンケート実施		
6月	・Y-P アセスメントによるアンケート実施		• 地区懇談会
	生活アンケート実施 姜	委員	• 学家地連総会
	工品グラグースル	 会	• 学校運営協議会
7月	・市ケ尾中ブロックこども会議	(月 1 回	・保護者面談
	・個人面談 ・生活アンケート実施		
8月	・生徒指導専任夏季研修に基づく校内研修 ・教育相談		
	・青葉区横浜こども会議 ・生活アンケート実施	随時)	
9月	・生活アンケート実施	い	• 学校運営協議会
10 月	・学校をひらく週間 ・生活アンケート実施	じめ	• 学級懇談会
11月	・Y-P アセスメントによるアンケート実施	の認知・支援方針の決定	保護者面談(3 年)
	・個人面談(3年) ・教育相談(1,2年)・生活アンケート実施		不受有曲吹(3 平)
12月	・人権週間、いじめ防止月間の取組 ・小中合同あいさつ運動		保護者面談
	・いじめ解決一斉キャンペーン(無記名式アンケート・教育相談)		• 学校運営協議会
	・個人面談 ・生活アンケート実施		于仅 <u>是</u> 召 励
1月	・教育相談 ・生活アンケート実施	汝	
2 月	・年間の振り返りと見直し ・生活アンケート実施		・新入生説明会
3月	・新年度への引継ぎ ・小学校、高等学校との引継ぎ	I [
	・生活アンケート実施	<u>\</u>	
通年	・横浜プログラムの実施 ・スクールカウンセラーによる相談		・学援隊見守り

- ①毎月の学年会議などで情報交換を行い、必要に応じてケース会議を実施します。
- ②職員会議などで、職員全体でのいじめに関する情報・対応や生徒の問題行動情報交換を行い、情報共有を行う。必要に応じて研修を実施します。
- ③専門機関の方の講話やリーフレットなどを使った啓発活動は適宜実施します。
- ④年間を通して、道徳の授業などで生徒が主体的にいじめについて考える機会をつくり、人権教育の充実を図ります。

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

- (1) 重大事態だと思われる案件が発生した場合にはただちに横浜市教育委員会に報告し、その後の調査方法などの方針を相談します。また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められた場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携していきます。
- (2) 重大事態が発生した場合は、SC、SSW、弁護士、医療機関(又は医師)、有識者などの専門的知識を有する者などの第三者からなる組織を設け、調査していきます。
- 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要 に応じて組織や取組等の見直しを行います。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含 めて見直しを検討し、措置を講じます。